

令和3年8月10日 幼児教育と小学校教育との 架け橋特別委員会

資料2-4



国立特別支援教育総合研究所 上席総括研究員 久保山茂樹 幼児班(幼児期における特別支援教育に関する研究班)

幼稚園教育要領の前文から

これからの幼稚園には(略)一人一人の幼児が、

将来、自分のよさや可能性を認識するとともに、

あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、

多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を

乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な

社会の創り手となることができるようにするための

基礎を培うことが求められる。

幼稚園等は、特別支援教育の考え方を実践してきた

幼児一人一人の特性に応じた特別支援教育は、一人一人の幼児の姿を丁寧に見取り、適当な環境を整え、遊びを通した教育を進める幼児教育の考えそのものである (函館市立はこだて幼稚園: 2015)

幼稚園教育要領 (第1章 総則 第1 幼稚園教育の基本)

3 (前略) 幼児の生活経験がそれぞれ異なること などを考慮して、幼児一人一人の特性に応じ、 発達の課題に即した指導を行うようにすること

特別な支援が必要な子どもの在籍に偏りがある可能性

- ●「うちの幼稚園には、障害のある子どもはいません」 と言い切る園長先生が経営する園
- 5歳児の秋になって退園する(せざるを得ない)子どもがいる園
- こうした子どもを、受け入れる園・先生・子どもたち (これが毎年繰り返される実態)
- ●全園児の約3割が、特別な支援が必要な子ども である園

園の保育の質によって

- ・特別な支援が必要な子どもが在籍する割合が異なる
- ・多様性を経験し、他者を尊重できる経験が異なる
- ・保育者主導の保育
- 設定活動中心の保育
- ・行事中心の保育

- ・子ども主体の保育
- ・遊び中心の保育
- ・柔軟さのある保育



- ・均質的な集団
- ・特別な支援が必要な子どもは過ごしにくい
- ・特別な支援が必要な 子どもと生活した 経験がない、乏しい



- ・多様性のある集団
- 特別な支援が必要な 子どもも過ごしやすい
- ・特別な支援が必要な 子どもと生活した 経験がある、豊富

特別な支援が必要な子どもと幼稚園等の保育・教育

- ●幼稚園教育要領等に即した保育をしている園では
 - → 多様な子どもが安心して過ごせる環境、かかわり
- 幼稚園教育要領等以外の内容を取り入れる園の中に
 - → 子どもが困ってしまう環境、かかわり
 - ・子どもの主体性よりも保育者の指示が強い
 - ・活動を時間で区切る等、一斉保育が多い
 - ・行事や英語等の「習い事」的な内容が多い
 - → 保育の質に課題があっても 子どもの特性のせいにされている事例がある

個別の療育と園での生活

- ●併行通園
- ●幼稚園等に通いながら、療育(児童発達支援) を利用する子どもが増加
- ●週3回、別々の療育に通う子どももいる
- ¦●保育所等訪問支援(療育担当者が園に来る)
 - ●療育と同じことを、園の保育に求める療育担当者
 - ・園、保育者の混乱・保護者の思い、願い
 - ●療育の目的は何か
 - その子の良さを伸ばすためなのか
 - ・「集団に適応」させるためなのか、その集団とは何か

合理的配慮と基礎的環境整備

合理的配慮・・・ 障害のある子どもが、他の子どもと平等に 「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために

- ・学校の設置者及び学校が 必要かつ適当な変更・調整を行うこと
- 障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける 場合に 個別に必要とされるもの
- ・学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、 均衡を失した又は過度の負担を課さないもの

Aさんの ための 合理的配慮 Bさんの ための 合理的 配慮

国、都道府県、市町村、

園・学校による環境整備

合理的配慮

一人一人に応じて提供

基礎的環境整備

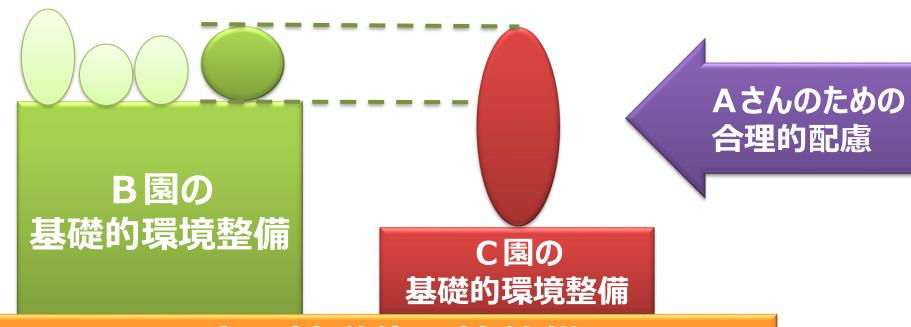
合理的配慮の基礎となるもの 園・学校全体のためのもの

基礎的環境整備の充実 = 保育の質の向上

基礎的環境整備 によって、必要な 合理的配慮 は変わる

同じAさんが、基礎的環境整備の充実したB園に通うのと、 充実していないC園に通うのとでは、必要な合理的配慮が異なる。

環境を整える、かかわりを変える = 保育の質の向上



D市の基礎的環境整備

保育の質と個に応じた支援

- ・園では個に対応することが全てではない
- ・日常保育の質の向上が支援の土台

4 合理的

基礎的環境整備

4個に応じた支援

- ③生活の中に埋め込まれた学び
- ②クラスの実態によるカリキュラムの調整
- ①日常保育における質の高い保育プログラム

保育者が手を大きくするということ

子どもたちが安心して乗ることができる手を持ちたいなと思うんです。クラスの子たちがみんな乗れるような。

手から出ていこうとする子どももいるかもしれないし、 指と指の間から落っこちてしまいそうな子どももいるかも しれないでしょ。 そんな時は、こう考えるんです。

自分の手をもっと大きくすることはできないか、そして、すきまがないようにできないかってね。

子どもたちの自発的な動きを止めることはしたくないのです。でも、保育者が、自分の手を大きく、 すきまのないものすればだいじょうぶでしょ。

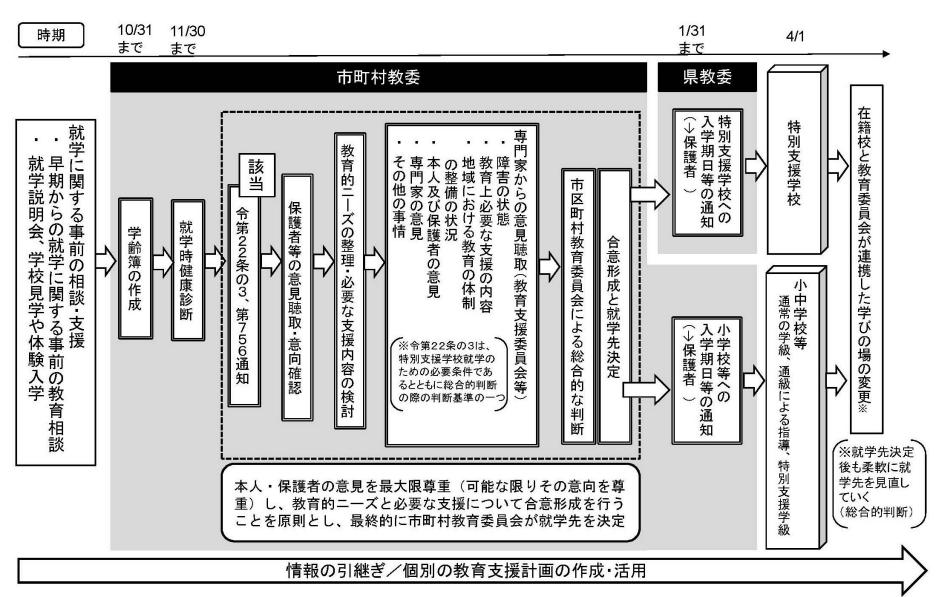
ある幼稚園の園長先生のことばから

久保山(2017): 幼児期におけるインクルーシブな教育・保育. 授業づくりネットワーク25.

支援が必要な子どももまわりの子どもも育つ保育

- 得意を生かす = 幼児期から自己肯定感を育むできないことの改善よりも、手持ちの力で、いま、できることを認める、豊かにするかかわり
 - ・保育室内に、「〇〇ちゃんの安心コーナー」を設置
 - ・保育室内に、「翼竜の展示と説明コーナー」を設置
 - ・ホールに、新幹線と「旅行会社のカウンター」を設置
- ●まわりの子どもが育つ=共生社会の担い手が育つ
 - ・葛藤を経験し、自分の力で解決して育つ
 - ・保育者の姿がまわりの子どもに映り、移っていく
 - ・子ども同士の豊かな関係性が育つ

障害のある児童生徒の就学先決定について(手続の流れ)



文部科学省特別支援教育課:障害のある子供の教育支援の手引 -子供たち一人一人の教育的ニーズ を踏まえた学びの充実に向けてー(令和3年6月)

特別な支援が必要な子どもに関する小学校への引き継ぎの手立て

- ●全ての子どもを対象とするもの
 - •幼稚園幼児指導要録
 - ·保育所児童保育要録
 - ・幼保連携型認定こども園園児指導要録
 - ●特別な支援が必要な幼児を対象とするもの
 - ・個別の教育支援計画(教育)
 - ・個別の支援計画(福祉)
 - 自治体が独自に活用しているもの
 - ・「相談支援ファイル」「サポートファイル」(生涯活用)
 - ・「就学支援シート」(接続期に特化)

A市 (人口:約20万人)

● 乳幼児期から、就学、青年期まで切れ目ない支援

- ・教育委員会の特別支援教育(発達・教育相談)部門 を保健福祉センター(母子保健の拠点)内に設置
- ・乳幼児健康診査やその後の相談に関与
- ・園、学校への訪問支援
- ·就学相談、保護者支援

● サポートファイルの活用

・保護者が管理し、様々な機関で生涯活用するファイル

●特別支援幼児教室

- ・市立幼稚園等の8園に13教室設置
- ・3歳から就学前の幼児を対象とする通級指導教室

B市 (人口:約197万人)

- ●幼児教育センターを設置、特別支援教育にも有効
- 幼児教育支援員を全ての市立幼稚園に配置
 - ・幼稚園教諭の豊富な経験、特別支援教育の研修受講
 - ・私立を含む保こ幼の支援、
 - ・教育相談、就学に向けての相談

● 幼保小連携推進協議会の充実

- ・幼稚園・保育所・小学校連携カレンダーで日常の連携
- ・保こ幼・小の職員が同じ研修(年3回)を受講
 - ①小学校から就学後の報告、
 - ②研究者等の講義
 - ③子どもの引き継ぎのための連絡会

まとめ・・・特別支援教育の視点から幼児教育を考える

- ●全ての子どもが安心して過ごせる保育の追求
 - 特別な支援ばかりではない
 - ・保育者の知恵、ワザを結集して、活用する
- 保育の質の向上によるインクルーシブな保育の実現
- ●保こ幼・小の連携の充実と小学校の理解
 - ・保育者・教師がともに学ぶ、語る、わかりあう
 - ・幼児期に、「ここまで育てる」ことを、求めるだけではなく、 「ここまで育った姿」を受け止める姿勢が小学校に必要
- ●教育委員会の理解とリーダーシップ
 - ・私立幼稚園、認定こども園、保育所を含めた施策